



千社福発第663号
令和4年9月9日

各 訪問介護事業所管理者
短期入所生活介護事業所管理者
介護老人福祉施設管理者
介護老人保健施設管理者
介護療養型医療施設管理者 様
介護医療院管理者
養護老人ホーム施設長
軽費老人ホーム施設長
有料老人ホーム施設長

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
会長 石渡哲彦
(公印省略)

新型コロナウイルスに係る高齢者施設等への派遣可能応援職員の推薦について（依頼）

本会事業の推進につきましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、千葉県では、令和2年度から、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合や、在宅の要介護者の家族が感染した場合に、介護職員等の不足によりサービスが中断することのないよう、あらかじめ派遣可能な介護職員等を登録し、感染防止策等に関する研修を行った上で緊急時に派遣を行う、「高齢者施設等への応援職員コーディネート事業」（高齢者施設等の助け合いの仕組み）を実施しており、本会において、昨年度に引き続き当該事業のコーディネート運営業務を受託しています。

現在もなお高齢者施設等におけるクラスターが頻発していることに伴い、介護職員や看護職員等の人員不足の事例が多数発生し、更なる応援職員を必要としています。

については、別添の事業概要等を御理解の上、本事業に御協力いただける施設・事業所におかれましては、別添「派遣可能応援職員推薦書」を令和4年9月30日（金）までに下記担当へEメールでご提出いただきますようお願ひいたします（推薦書の様式が必要な場合は下記担当までEメールで御連絡ください。様式を返信します）。

なお、昨年度推薦書を提出していただいた施設・事業所で、その後記載内容に変更がない場合は、再提出の必要はありません。

担当

千葉県社会福祉協議会 福祉サービス事業部

福祉施設経営支援班 茂野・佐野

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター内5階

☎043-245-2940 / FAX043-245-9040

E-mail : servicedept@chibakenshakyo.com

1 事業概要

(1) 感染症が発生した施設等への支援

高齢者施設等で感染症が発生し、介護職員や看護師等が感染あるいは濃厚接触者となった場合、入院や自宅待機によって、これらの職員が不足することが見込まれます。

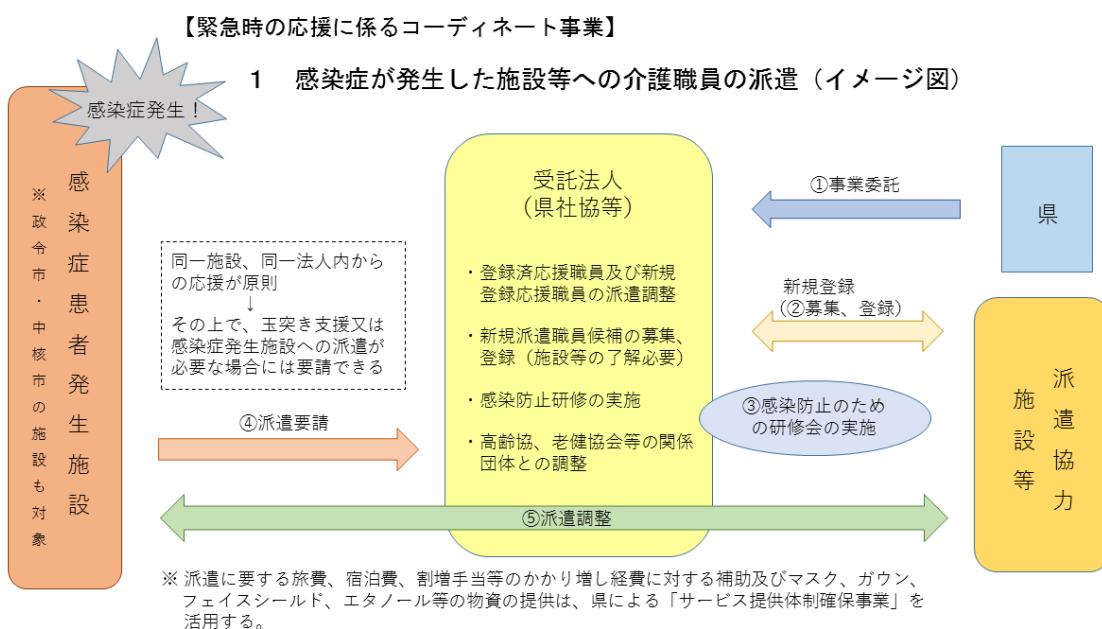
こうした事態に備え、県では千葉県社会福祉協議会に委託し、感染症患者が発生した施設等への派遣に応じていただける介護職員や看護師等を募集し、応援職員の登録及び派遣を行います。登録された応援職員に対しては、感染防止のための研修会を実施します。

応援職員の派遣は、「玉突き支援」（同法人・グループ内の感染症患者発生施設へ応援職員を派遣したために職員不足となった施設への派遣）を原則としますが、感染が拡大した場合には、感染症が発生した施設への派遣が必要となる場合も想定しています。

応援職員には、あらかじめ派遣可能な期間を伺い、派遣時には派遣先、派遣期間、業務内容等を説明の上、派遣を行うこととします。

『感染症患者発生施設（法人）による応援職員派遣の依頼手順』

- (1) 法人内で感染症患者が発生
- (2) 感染症患者発生施設で職員が不足
- (3) 同一法人内で応援職員を派遣
※ただし法人の規模等により困難な場合は県社協へ応援職員派遣調整を依頼
- (4) 応援職員を派遣した施設で職員が不足
- (5) 法人本部から県社協へ、(4) の施設への応援職員派遣（玉突き支援）調整を依頼
- (6) 県社協は応援職員名簿に基づき派遣協力施設と調整、応援職員を派遣



(2) 家族が感染した場合の要介護者への支援

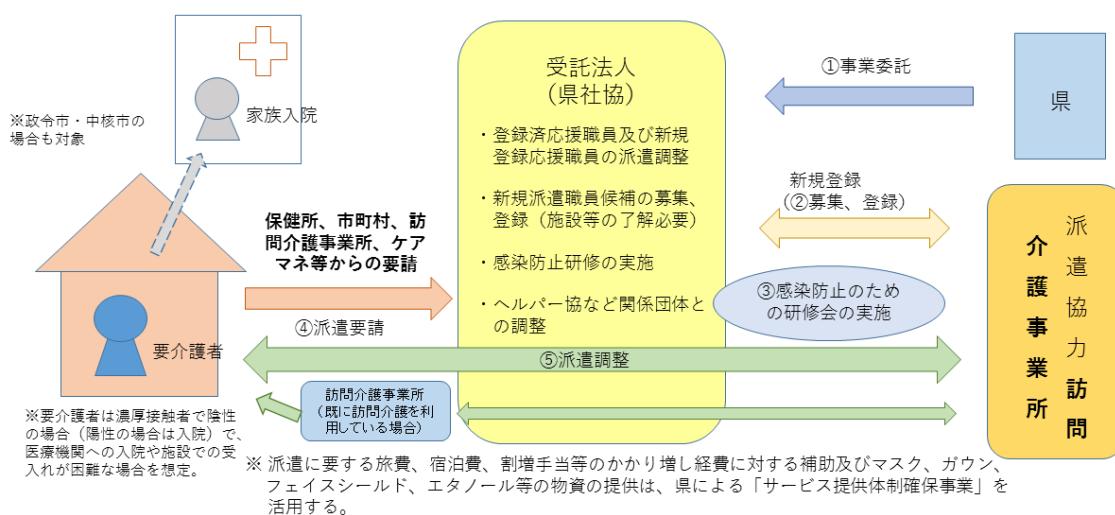
在宅の要介護者と同居する家族の方が感染した場合、当該要介護者は濃厚接触者となりPCR検査の対象となります。陽性の場合は原則入院ですが、陰性の場合で入院や施設の受入れが困難な場合は、自宅等への訪問介護の支援が必要となることが想定されます。

こうした事態に備え、(1)と同様に、県では県社協に委託し、濃厚接触者への訪問介護が可能な訪問介護員等を募集し、応援職員の登録及び派遣を行います。登録された応援職員には、感染防止のための研修会を実施します。

当該要介護者が既に訪問介護を利用している場合、その訪問介護事業所が当該要介護者への訪問介護を行い（それによって他の利用者宅への訪問が困難になった場合に）、本事業による応援職員が他の利用者の訪問介護を行うことも想定されます。応援職員には、あらかじめ派遣可能な期間を伺い、派遣時には派遣先、派遣期間、業務内容等を説明の上、派遣を行うこととします。

【緊急時の応援に係るコーディネート事業】

2 家族が感染した要介護者への訪問介護職員の派遣（イメージ図）



2 留意事項等

(1) 対象施設等

- 対象施設等は、県内（政令市・中核市を含む。）の高齢者施設、介護サービス事業所、在宅の要介護者等とします。

(2) 派遣職員の登録

- 推薦のあった施設（事業所）名及び応援職員名については、県社協が、「派遣可能応援職員名簿」に登録し、名簿は県と県社協で共有します。
- 派遣調整を行うため、必要に応じて、関係団体（千葉県高齢者福祉施設協会、千葉県老人保健施設協会、千葉県ホームヘルパー協議会等）と情報共有することができます。
- 本事業の趣旨を理解いただき、応援職員を推薦された施設・事業所は、県庁ホームページに施設（事業所）名を公表します（希望しない場合は掲載しません）。

(3) 研修会

- ・事業説明、感染症の基礎知識、PPE の着脱練習、介護技術等の研修会を実施します（詳細は別添の開催要項を参照）。
- ・研修会は【講義編】と【実技編】に分かれています。【講義編】は動画視聴（オンデマンド配信）とし、【実技編】は下記会場で実施します。講義編を視聴の上実技編に参加していただきます。
- ・【講義編】は10月に千葉県動画公開サイト「ちばコレｃｈａｎｎｅｌ」で公開されます。10月になりましたら県高齢者福祉課 HP をご覧ください。
- ・【実技編】は2日間とも同じ内容ですので御都合の良い方へお申し込みください。

開催日 第1回：10月17日（月）／第2回：11月16日（水）

時 間 受講対象：施設の応援職員（施設介護職員） 10:30～14:35

受講対象：居宅の応援職員（訪問介護職員・看護師） 10:30～17:00

場 所 千葉中央ホール（住所：千葉市中央区中央3-18-3 加瀬ビル158、8階）

(4) 派遣調整

- ・高齢者施設等で感染症が発生した場合や要介護者の家族が感染した場合の支援について、当該施設や市町村等から派遣の要請があった場合は、県社協は県と協議し、「派遣可能応援職員名簿」に基づき派遣調整を行います。
- ・派遣調整にあたっては、必要に応じて関係団体と協議します。
- ・感染者が発生した施設や個人宅の情報は、原則非公表のため、施設名や感染者情報の取り扱いには十分注意願います。

(5) かかり増し経費の扱い

- ・派遣元施設や派遣元事業所が、応援職員を派遣するために必要となる経費（割増賃金・手当、旅費、宿泊費等）や、派遣した職員の穴を埋めるため、新しく雇用した職員に係る経費（職業紹介料や賃金）などは、「千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金」の交付対象となります。
- ・派遣先施設や派遣先事業所のかかり増し経費は、「千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金」の交付対象となります。

(6) 労災適用

- ・応援職員が感染した場合の入院費等は、令和2年4月28日付け厚生労働省労働基準局補償課長通知により、介護業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が、新型コロナウイルスに感染した場合、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となるとされています。

(7) 防護具等

- ・派遣職員が業務上必要となるマスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等の防護具については、優先的に提供します。

(8) その他

- ・訪問介護において、利用者の上限額を超えないようにするため、居宅介護支援事業所等と十分協議を行って下さい。